

令和3年第9回鶴ヶ島市農業委員会総会議事録

開催日・場所	令和3年9月27日(水) 鶴ヶ島市農業交流センター		
開会時刻	午前 9時56分	宣告者	議長(会長) 町田 弘之
閉会時刻	午前10時22分	宣告者	議長(会長) 町田 弘之
議長	会長 町田 弘之		
委員の出席状況			
農業委員			農地利用最適化推進委員
議席番号	氏名	出欠席	氏名 出欠席
1	滝島 光雄	出席	高沢 健二 出席
2	岡野 とし子	出席	小川 清志 出席
3	比留間 正道	出席	福島 義博 出席
4	内野 正子	出席	村野 利文 出席
5	町田 弘之	出席	岸田 清正 出席
6	須藤 良春	出席	
7	川鍋 昭人	出席	
8	小川 佐智恵	出席	
9	長谷川 正博	出席	
総会に出席を求めた者		事務局の出席状況	
		氏名	出欠席
		玉木 亨	出席
		高橋 浩	出席
		戸田 勝利	出席
議事の日程			
日程第1	議事録署名委員の指名について		
日程第2	議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見具申について		
日程第3	報告第9号 報告事項について		
日程第4	その他		
議事(担当)		内容	
	議長	<p>(これより総会の開会) 農業委員9名中9名が出席し、法に定める定足数に達しており本総会は成立します。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員5名中5名が出席しております。</p> <p>これより令和3年第9回農業委員会総会を開会します。</p>	
日程第1	議長	<p>議事録署名委員の指名について</p> <p>議席番号8番 小川佐智恵 委員</p> <p>議席番号9番 長谷川正博 委員</p> <p style="text-align: right;">を指名します。</p>	
日程第2	議長	<p>議案第17号の1番</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見具申についてを議題といたします。</p>	

	事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>議案書をもとに、説明します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請地は、大橋市民センターの北西約20メートルに位置する第2種農地で、農業振興地域の農用地当初除外となっています。 ・譲受人は、南町の自宅で個人事業主として建築業を営んでおり、近くに従業員5人分と作業車両3台及び社用車2台、計10台の駐車場を借りています。 ・ここで、貸主から契約解除の申し入れがあったため、自宅から300メートルほどの申請地を新しい駐車場として利用したいとのことです。 ・申請地へは、自宅から徒歩で容易に行き来することができ、不足していた来客用の駐車場も確保できるとのことです。
議長	次に担当する農業委員から説明をお願いします。
農業委員	<p>譲受人に、確認した内容を報告します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局の説明のとおりであることを確認しました。 ・自宅近くに借りている駐車場の返却を貸主から求められたため、申請地に新たな駐車場を整備したいとのことでした。 ・申請地は、自宅から300m程のところに位置し、徒歩で容易に行き来することができ、不足していた来客用の駐車場も賄えることができるとのことです。
議長	次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。
推進委員	<p>譲渡人に確認した内容を報告します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局の説明のとおりであることを確認しました。
議長	<p>出席委員からの質疑、意見等を求めます。 質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議長	<p>特にないので質疑を終了し、採決を行います。 「許可相当」とすることに賛成する委員の起立を求めます。</p> <p>(起立全員)</p>
議長	<p>起立全員のため、「許可相当」とすることに決定しました。</p> <p>次に2番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書をもとに、説明します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請地は、市役所駐車場の南東約100メートルに位置する第3種農地で、農業振興地域の農用地当初除外となっています。 ・譲受人は、妻と子供二人の四人家族で、現在、妻の父親の自宅に妻の父親と同居しています。

・子供たちの成長に伴い、妻の父親の自宅での同居は手狭になり、本申請地に住宅を建てたいとのことです。
・本申請地ならば娘二人の転校も必要ないこと、また、
将来妻の父親に介護が必要となった場合にも、対応しやすいことなどから選定したとのことです。

議長 次に担当する農業委員から説明をお願いします。

農業委員 譲受人に、確認した内容を報告します。
・本申請内容に間違いがないことを確認しました。
・譲受人は、現在妻と子供二人の四人で妻の父親の自宅に同居しています。子供たちの成長に伴い、持家について妻の父親に相談したところ、本申請地での許可が下りるのならば使用しても良いとの了解をいただけたそうです。

議長 次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。

推進委員 譲渡人に確認した内容を報告します。
・事務局の説明のとおりであることを確認しました。

議長 出席委員からの質疑、意見等を求めます。
質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

(質疑・意見なし)

議長 特にないので質疑を終了し、採決を行います。
「許可相当」とすることに賛成する委員の起立を求めます。

(起立全員)

議長 起立全員のため、「許可相当」とすることに決定しました。

次に3番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書をもとに、説明します。
・申請地は、東武越生線西大家駅の南東約330メートルに位置する第2種農地で、農業振興地域の農用地当初除外となっています。
・譲受人は、現在、妻と2歳の娘の三人で新町二丁目の賃貸住宅に暮らしています。
・子供の成長に伴い部屋が手狭になってきたこと、また、将来の生活を考え子供の小学校入学前までには定住先を見つけないとを考えていたとのことです。
・本申請地ならば、妻の実家(中新田地内)や妻の復職先にも近く、娘が通っている保育園にも通いやすいため、定住先としては申し分のない土地とのことです。

議長 次に担当する農業委員から説明をお願いします。

農業委員 譲受人に、確認した内容を報告します。

・本申請内容に間違いがないことを確認しました。
・譲受人は、現在妻と2歳の娘の三人で新町二丁目の賃貸住宅に暮らしており、子供の成長に伴い部屋が手狭になってきたため、持ち家の検討を始めたそうです。
・本申請地ならば、中新田の妻の実家や妻の復職先にも近

く、娘が通っている保育園にも通いやすいとのこと

議長 次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。

推進委員 連絡が取れ難い譲渡人のため、事務局で対応していただくことになりましたので、よろしくお願いします。

議長 事務局より、説明をお願いします。

事務局 譲渡人に、確認した内容を報告します。
・本申請内容に間違いがないことを確認しました。
・譲渡人は現在横浜市にお住まいで、海外出張、転勤も多いそうです。
・農業については、将来的にもできないとのことでした。残っている農地についても売却する予定とのこと

議長 出席委員からの質疑、意見等を求めます。
質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

(質疑・意見なし)

議長 特にないので質疑を終了し、採決を行います。
「許可相当」とすることに賛成する委員の起立を求めます。

(起立全員)

議長 起立全員のため、「許可相当」とすることに決定しました。

次に4番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書をもとに、説明します。
・申請地は、東武東上線若葉駅の南東約630メートルに位置する第2種農地で、農業振興地域の農用地当初除外となっています。
・譲受人は、現在妻との二人暮らしで、妻の父名義の住宅に、夫婦で開業した脚折地内の接骨院の経営が軌道に乗るまでの間という約束で住んでいます。
・ここで接骨院の経営も安定してきたので、持家の取得を計画したとのこと。
・本申請地であれば勤務先にも近いこと、また、将来妻の両親に介護が必要となった場合にも面倒を見やすいことなどから、定住先としては申し分のない土地とのこと

議長 次に担当する農業委員から説明をお願いします。

農業委員	<p>譲受人に、確認した内容を報告します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本申請内容に間違いがないことを確認しました。 ・譲受人は、現在妻との二人暮らしで、妻の父の名義の住宅に、夫婦で開業した脚折地内の接骨院の経営が軌道に乗るまでの間という約束で住んでいます。 ・ここで接骨院の経営も軌道に乗ってきたので、持家の取
	<p>得を計画したとのことです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本申請地であれば勤務先にも近いこと、また、将来妻の両親に介護が必要となった場合にも面倒を見やすいとのことです。
議長	<p>次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。</p>
推進委員	<p>譲渡人に確認した内容を報告します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本申請内容に間違いがないことを確認しました。
議長	<p>出席委員からの質疑、意見等を求めます。 質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議長	<p>特にないので質疑を終了し、採決を行います。 「許可相当」とすることに賛成する委員の起立を求めます。</p> <p>(起立全員)</p>
議長	<p>起立全員のため、「許可相当」とすることに決定しました。</p> <p>次に5番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書をもとに、説明します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請地は、西中学校の北西約100メートルに位置する第3種農地で、農業振興地域の農用地当初除外となっています。 ・譲受人は、現在、さいたま市内の賃貸住宅に妻と二人で暮らしています。将来の生活を考え、自分の家を持ちたいと物件を探していたとのことです。 ・本申請地ならば、妻の実家(坂戸市横沼地内)にも近く、将来子供をもった時にも学校が近いことなどから、定住先としては申し分のない土地とのことです。
議長	<p>次に担当する農業委員から説明をお願いします。</p>
農業委員	<p>譲受人に、確認した内容を報告します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・譲受人は、現在妻との二人暮らしで、さいたま市内の賃貸住宅に住んでいます。 ・将来の生活を考え、自分の家を持ちたいと物件を探していたところ、坂戸市横沼の妻の実家にも近く、将来子供を授かった時にも学校が近いことなどから、定住先として選んだとのことです。
議長	<p>次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。</p>

	推進委員	いします。 譲渡人に確認した内容を報告します。 ・本申請内容に間違いがないことを確認しました。
	議長	出席委員からの質疑、意見等を求めます。 質疑、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。 (質疑・意見なし)
	議長	特にないので質疑を終了し、採決を行います。 「許可相当」とすることに賛成する委員の起立を求めます。 (起立全員)
	議長	起立全員のため、「許可相当」とすることに決定しました。
日程第3	議長	報告第9号 報告事項についてを議題といたします。 事務局より、説明(報告)をお願いします。
	事務局	議案書をもとに、説明(報告)します。 ・農地法第2章第1節の許可及び不許可の状況 令和3年第8回総会における審議案件 なし ・農地法第4条の転用届出専決処分 1件 ・農地法第5条の転用届出専決処分 3件 ・農地法施行規則第29条第1号に基づく届出 なし ・諸証明の発行 なし
	議長	各委員からの質疑、意見等を求めます。 (質疑・意見なし)
	議長	特にないので質疑を終了し、採決を行います。「承認」することに賛成する委員の起立を求めます。 (起立全員) 起立全員のため、「承認」することに決定しました。
日程第4	議長	その他について説明事項等がありますか。
	事務局	特にありません。
議事録の署名	議長	それでは、事務局より、議事録の報告をお願いします。
	事務局	本日の総会議事録を読み上げ報告を行い、議事録の署名を求める。

		議長及び議事録署名委員2名が署名する。
閉会	議長	以上をもって、令和3年第9回農業委員会総会を閉会します。